

投資用マンションローン

がん団信

被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

団体信用生命保険

団体信用生命保険リビング・ニーズ特約、団体信用生命保険がん保障特約

団体信用生命保険上皮内がん・皮膚がん保障特約、団体信用生命保険がん先進医療特約

■この団体信用生命保険は、債務者がローン返済期間中にお支払事由に該当された場合に支払われる保険金・給付金をローン債務の弁済に充当するしくみの保険です。ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

■この「被保険者のしおり」は、団体信用生命保険にお申込みいただく方がご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容(契約概要)、お申込みにあたり特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)および「個人情報の取扱いについて」等、重要な事項を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■この書面は、大切に保管してください。



保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、団体信用生命保険の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

目次

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)	P.1
1. 商品のしくみ	P.1
2. 保険金・給付金のお支払いについて	P.3
3. 引受保険会社	P.9
II. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)	P.10
1. 告知に関する重要な事項	P.10
2. 保険金・給付金をお支払いできない場合について	P.11
3. 保険金・給付金の請求についての留意事項	P.14
4. その他ご留意いただきたいこと	P.16
III. 個人情報の取扱いについて	P.17

お客さま相談窓口

保障内容・告知等についてご不明な点、苦情・相談については、以下にご連絡ください。

明治安田トラスト生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター

0120-649-720

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)

この契約概要は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解くださいますようお願いいたします。また、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、保険金・給付金受取人である団体(保険契約者)等にご連絡いただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由等この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。

1 商品のしくみ

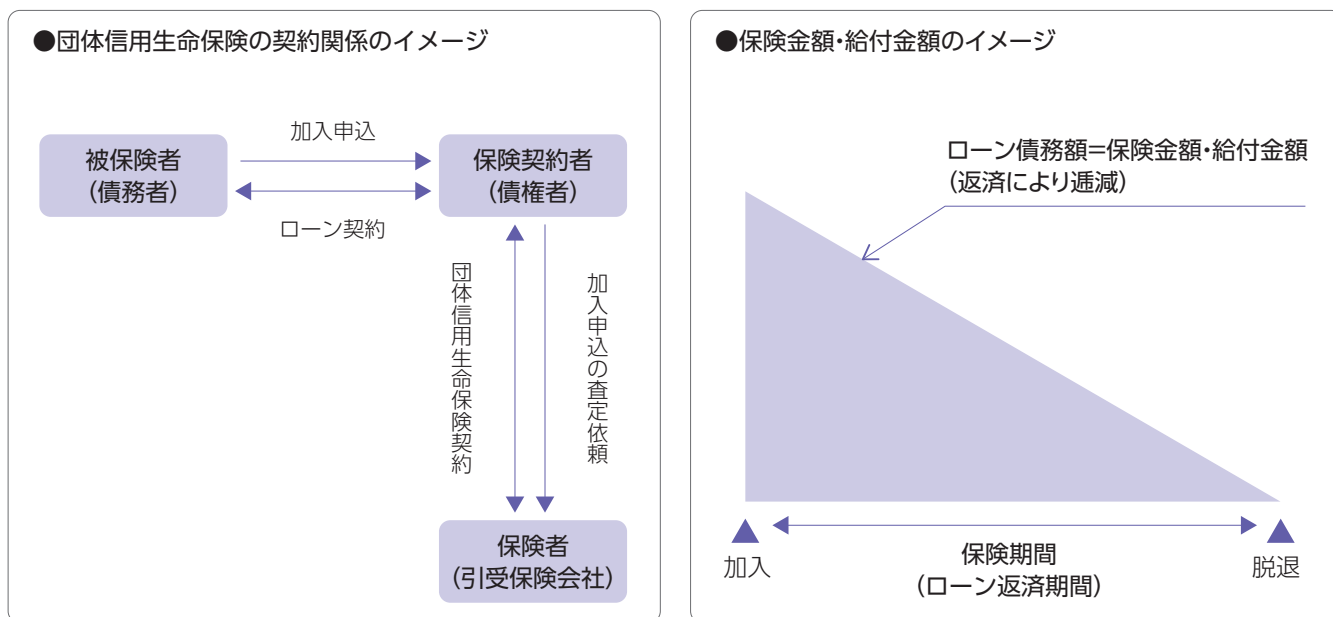
(1) 商品概要

この保険契約は、以下の主契約および特約で構成されています。

団体信用生命保険 本書面では「主契約」といいます。	保険期間中に死亡されたとき、または保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障がい状態に該当したとき、ローン残高を保障します。
団体信用生命保険 リビング・ニーズ特約 本書面では「リビング・ニーズ特約」といいます。	保険期間中に医師の診断書などで引受保険会社により余命6ヵ月以内と判断されるとき、ローン残高を保障します。
団体信用生命保険 がん保障特約 本書面では「がん保障特約」といいます。	がん保障特約の保障開始日以後、保険期間中に所定の悪性新生物(がん)に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき、ローン残高を保障します。
団体信用生命保険 上皮内がん・皮膚がん保障特約 本書面では「上皮内がん・皮膚がん保障特約」といいます。	上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日以後、保険期間中に、所定の上皮内新生物(上皮内がん)に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき、または所定の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき、30万円をお支払いします。
団体信用生命保険 がん先進医療特約 本書面では「がん先進医療特約」といいます。	がん先進医療特約の保障開始日以後、所定の悪性新生物(がん)に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定され、所定のがんを直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき、1回の療養につき500万円、通算1,000万円を上限として、当該先進医療の技術料をお支払いします。

(2) 団体信用生命保険の特徴について

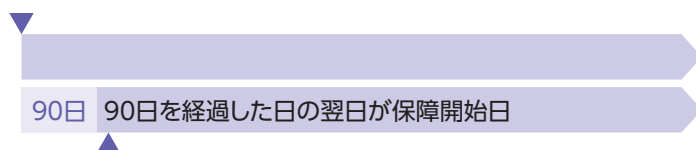
- この保険は、ローン貸付をしている団体(金融機関等。以下同じ。)を保険契約者とし、ローン債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に「保険金・給付金のお支払いについて」の死亡保険金、高度障がい保険金、リビング・ニーズ特約保険金、がん診断給付金に記載のお支払事由に該当された場合に、保険契約者が生命保険会社から受取る保険金・給付金を被保険者のローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。
- また、上記に加え、被保険者が保険期間中に「保険金・給付金のお支払いについて」の上皮内がん・皮膚がん診断給付金およびがん先進医療給付金の支払事由に該当された場合には、所定の給付金を被保険者にお支払いいたします。
- 死亡保険金額、高度障がい保険金額、リビング・ニーズ特約保険金額、がん診断給付金額は債務の残高に応じて定まり、債務のご返済に応じて変動(逓減)します。
ただし、つなぎ融資等の取扱いのある保険契約者の場合、契約形態によって、保険金額・給付金額が保険期間中変動せず一定となる場合があります。保険金額・給付金額等の詳細は保険契約者である団体にお問い合わせください。



(3) 保障開始日について

- 主契約の保障開始日は、「融資実行日」または「引受生命保険会社にご加入を承諾した日」のいずれか遅い日となります。
- がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん保障特約およびがん先進医療特約の保障開始日は、主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

主契約の保障開始日



がん保障特約、上皮内がん・皮膚がん保障特約およびがん先進医療特約の保障開始日

- 引受生命保険会社は保障開始日から保険契約上の責任を負います。
- ※ 保険契約者(金融機関等)の担当者や引受生命保険会社の社員(営業社員・コールセンター担当者等)等には、ご加入を承諾する権限はありません。

(4) 保険期間

- ローン返済期間と同一です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。
 - ① ローンが終了した場合(債務の完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等)
 - ② 所定の年齢に到達した場合
 - ③ 死亡保険金、高度障がい保険金、リビング・ニーズ特約保険金、がん診断給付金の支払事由に該当し、保険金・給付金が支払われた場合
 - ④ 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき

(5) 保険料

- 保険料は保険契約者が負担します。

(6) 脱退された場合の払戻金について

- この保険には脱退による払戻金はありません。

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)

2 保険金・給付金のお支払いについて

(1) お支払事由

- 被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金・給付金をお支払いいたします。
- 死亡保険金、高度障がい保険金、リビング・ニーズ特約保険金、がん診断給付金のうち、いずれかの保険金・給付金をお支払いした場合には、以後、死亡保険金、高度障がい保険金、リビング・ニーズ特約保険金、がん診断給付金、上皮内がん・皮膚がん診断給付金をお支払いできません。

名称	お支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
高度障がい保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障がい状態に該当されたとき
リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命6ヵ月以内と判断されるとき
がん診断給付金	がん保障特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後、保険期間中に、5ページの「がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物」に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)*により診断確定されたとき  「上皮内がん」「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)」はお支払いの対象とはなりません。
上皮内がん・皮膚がん診断給付金	上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後、保険期間中に以下のいずれかに該当したとき ● 7ページの「上皮内がん・皮膚がん診断給付金の支払対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物」の「上皮内新生物」に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)*により診断確定されたとき ● 7ページの「上皮内がん・皮膚がん診断給付金の支払対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物」の「皮膚のその他の悪性新生物」に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)*により診断確定されたとき  上皮内がん・皮膚がん診断給付金は、保険期間を通じて、上記のうちいずれか1回のみのお支払いとなり、お支払いしたときに上皮内がん・皮膚がん保障特約は消滅します。
がん先進医療給付金	① がん先進医療特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後、保険期間中に以下のいずれかに該当したとき ● 7ページの「がん先進医療給付金の支払対象となる悪性新生物」に生まれて初めて罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)*により診断確定された悪性新生物を直接の原因とする先進医療による療養(診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療)を受けたとき ● 7ページの「がん先進医療給付金の支払対象となる悪性新生物」に生まれて初めて罹患し、医師によって先進医療による療養(診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療)により診断確定されたとき ② がん保障特約に定める悪性新生物に罹患したと診断確定された日から1年の間に、その悪性新生物を原因として、上記①に該当した場合は、がん保障特約に定める悪性新生物に罹患したと診断確定された日に①に該当したものとみなして、がん先進医療給付金をお支払いします。

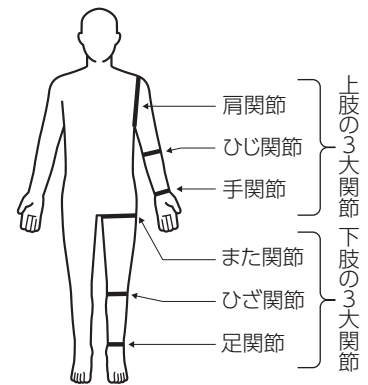
* 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※ 保険金・給付金をお支払いできない場合につきましては、11ページの【注意喚起情報】の「2.保険金・給付金をお支払いできない場合について」をご参照ください。

所定の高度障がい状態とは、以下のいずれかの状態をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

部位の例示



備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居(ききょ)・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭(しやきょう)さくおよび眼瞼下垂(がんけんかすい)による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がい、口唇音(こうしんおん)、歯舌音(しぜつおん)、口蓋音(こうがいおん)、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

先進医療とは

「先進医療」とは、公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるもの)に限ります。)をいいます。

ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)

備考

1. 評価療養とは
「評価療養」とは、将来的に公的医療保険制度における保険給付の対象とするべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行なうことが必要な療養をいいます。
2. 公的医療保険制度とは
「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
(1) 健康保険法 (2) 国民健康保険法 (3) 国家公務員共済組合法 (4) 地方公務員等共済組合法
(5) 私立学校教職員共済法 (6) 船員保険法 (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 保険金額・給付金額・受取人について

主契約・特約の種類	保険金・給付金受取人	保険金額・給付金額
主契約	保険契約者	ローン契約の債務残高 (ローンの返済に充当されます)
がん保障特約	 その時点の被保険者の ローンの返済に充当します。	
リビング・ニーズ特約		
上皮内がん・皮膚がん 保障特約	被保険者	30万円(保険期間中、1回を限度) なお、この特約は明治安田トラスト生命の団体信用生命保険契約の他の上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物の給付を行なう特約を通算して、同一被保険者について、1特約を限度とします。
がん先進医療特約		 下記の費用は対象外です。 - 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担分を含みます。) - 先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療に係る技術料以外の費用 なお、この特約は明治安田トラスト生命の団体信用生命保険契約の他の先進医療の給付を行なう特約を通算して、同一被保険者について、1特約を限度とします。

(3) 給付金が支払われる対象について

● がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物

がん診断給付金の支払対象となる悪性新生物とは、表1によって定義付けられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものを

いいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病の定義	「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。	
新生物の性状を表す第5桁コード	/3	悪性、原発部位
	/6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
	/9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>(C43～C44)のうち、皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)

● 上皮内がん・皮膚がん診断給付金の支払対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物

上皮内がん・皮膚がん診断給付金の支払対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物とは、表3によって定義付けられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表4の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表3 対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物の定義

疾病の定義	「上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。	
新生物の性状を表す第5桁コード	(1)皮膚のその他の悪性新生物	
	/3	悪性、原発部位
	/6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
	/9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳
	(2)上皮内新生物	
	/2	上皮内癌 上皮内、非浸潤性、非侵襲性

(注)「上皮内新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれます。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、上皮内新生物に該当します。

表4 対象となる上皮内新生物、皮膚のその他の悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
上皮内新生物<腫瘍>	D00～D09

● がん先進医療給付金の支払対象となる悪性新生物

がん先進医療給付金の支払対象となる悪性新生物とは、表5によって定義付けられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表6の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表5 対象となる悪性新生物の定義

疾病の定義	「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。	
新生物の性状を表す第5桁コード	/3	悪性、原発部位
	/6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
	/9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注)「悪性新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

表6 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)のうち 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)

3 引受保険会社

明治安田トラスト生命保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号 住友不動産水道橋壹岐坂ビル

お客さま相談窓口

保障内容・告知等についてご不明な点、苦情・相談については、以下にご連絡ください。

明治安田トラスト生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター

0120-649-720

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00／土曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

Ⅱ. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

この注意喚起情報は、ご加入に際して特にご注意ください事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解くださいますようお願いいたします。

1 告知に関する重要な事項

以下の事項は、告知を行なう際に重要な事項です。告知を行なう前に必ずご確認ください。

(1) 告知義務について

- 保険会社が書面でたずねることがらについて、ありのままをご記入ください。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態が良くない方が無条件で加入しますと、公平性が保たれません。
この保険契約のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、保険会社が書面でたずねることがらについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ(告知)していただく義務があります。
- 保険会社の社員(営業社員、コールセンター担当者等)、金融機関等の社員等がお客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

(2) 告知受領権について

- 保険会社の社員(営業社員、コールセンター担当者等)、金融機関等の社員等には告知を受ける権限がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。告知をされる場合は、告知書をご提出ください。

(3) 正しく告知されない場合のデメリット

- 被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保障開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあり、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年経過後でも、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 保険金・給付金が支払われない場合、ローンが返済できないことがありますので、特にご注意ください。

(4) 傷病歴等がある方でもお引き受け可能なケースがあります

- 保険会社では、被保険者の身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じて、お引き受けの判断をしております。過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態によっては、ご加入のお申込みをお断りすることもあります。傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままの事実を正確に告知してください。

(5) 借り換え融資の場合、以下の事項にご注意ください

- 新規融資に伴うご加入と同様に告知義務があります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のお引き受けができなかったり、その告知がされなかったために告知義務違反として解除となり保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 新たな団体信用生命保険にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い日が新たな保障開始日となります。このため、保険会社は借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険からの継続的な保障はいたしません。
- 新たな保障開始日より前に生じている傷害または疾病を原因として所定の高度障がい状態になられたときは、その傷害または疾病を告知いただいた場合でも、保険金のお支払いの対象となりません。

Ⅱ. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

2 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできません。

(1) 免責事由に該当された場合

免責事由	死亡保険金	- 保障開始日から1年未満の被保険者の自殺によるとき - 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき - 戦争その他の変乱によるとき*
	高度障がい保険金	- 被保険者の故意によるとき - 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき - 戦争その他の変乱によるとき*
	リビング・ニーズ 特約保険金	- 被保険者の故意によるとき - 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき - 戦争その他の変乱によるとき*

* ただし、戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。

(2) 保障開始日より前に生じている傷害または疾病を原因とする場合

高度障がい保険金	高度障がい保険金のお支払いは、所定の高度障がい状態の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限り、原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
がん診断給付金	がん診断給付金のお支払いは、所定の悪性新生物にがん保障特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に罹患していた場合に限り、がん保障特約の保障開始日前に悪性新生物に罹患していた(診断確定が保障開始日以後の場合も含みます。)場合、その事実を被保険者が知っているいにかかわらず、お支払いの対象となりません。また、この場合、がん保障特約は無効となります。
上皮内がん・皮膚がん 診断給付金	- 皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)での上皮内がん・皮膚がん診断給付金のお支払いは、皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)に上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に罹患していた場合に限り、上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日前に皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)に罹患していた(診断確定が保障開始日以後の場合も含む)場合、その事実を被保険者が知っているいにかかわらず、お支払いの対象となりません。また、この場合、上皮内がん・皮膚がん保障特約は無効となります。 - 所定の上皮内新生物(上皮内がん)での上皮内がん・皮膚がん診断給付金のお支払いは、所定の上皮内新生物(上皮内がん)に上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に罹患していた場合に限り、ただし、その所定の上皮内新生物(上皮内がん)が上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日から起算して2年を経過した後に診断確定を受けた場合は、上皮内がん・皮膚がん保障特約の保障開始日以後の罹患とみなして取扱います。
がん先進医療給付金	がん先進医療給付金のお支払いは、所定の悪性新生物にがん先進医療特約の保障開始日(主契約の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に罹患していた場合に限り、がん先進医療特約の保障開始日前に悪性新生物に罹患していた(診断確定が保障開始日以後の場合も含む)場合、その事実を被保険者が知っているいにかかわらず、お支払いの対象となりません。また、この場合、がん先進医療特約は無効となります。

(3) お支払事由に該当しない場合の例

高度障がい 保険金	「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例 視野狭(しやきょう)さく(視野がせまくなってしまう状態)および眼瞼下垂(がんけんかすい) (筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって目がよく開かない状態)による視力障がいは、 視力低下ではないことから視力を失ったものに該当しません。 「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例 「そしゃく」とは「かむ」ことを言い、消化器系の障がいや嚥下(えんげ)障がい(のみ込みの 障がい)のために、流動食しか摂取できなくなった場合は、そしゃくの機能の障がいではな いことから、そしゃくの機能を失ったものに該当しません。 「中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの」、「胸腹部臓 器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの」に該当しない具体例 ・「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起 居(ききょ)・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をい います。特別の器具(介護用品等)を使用して自力でできる場合は含まれません。 ・半身麻痺の場合は、「終身常に介護を要する」状態でなければお支払いの対象となる高 度障がい状態には該当しません。(例えば、左半身の麻痺が生じ、入浴、排泄や排泄の後 始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身 は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居(ききょ)は自力で行なうこ とができる場合は、「終身常に介護を要する」状態には該当しません。) ・腎臓病による人工透析や心臓ペースメーカーの埋め込みの場合、そのみでは「終身常 に介護を要する」状態に該当しません。 その他 ・以下のようなケースについては、一般的に、回復の見込みがあり症状が固定しているとは いえないため、お支払いの対象となる高度障がい状態には該当しません。 -受傷・発病からの経過が浅く、障がい状態が固定しているとはいえない場合 -リハビリにより当初の障がい状態が改善される可能性があり、症状が固定していると はいえない場合 ・お支払いの対象となる高度障がい状態は、身体障がい者福祉法や国民年金法に定める 状態、公的介護保険制度に定める要介護状態等とは異なります。 (例えば、身体障がい者手帳(1級)の交付を受けていたとしても、お支払いの対象となる 高度障がい状態に該当しているとは限りません。) ・就業が不可能となるほどの障がい状態になられたとしても、お支払いの対象となる高度 障がい状態に該当しているとは限りません。 ※高度障がい保険金をご請求いただいた時点でお支払いの対象となる高度障がい状態に該当しな い場合でも、その後の症状の進行により該当する場合があります。その場合は該当した時点で再 度保険金をご請求いただくこととなります。
がん診断 給付金	所定の悪性新生物に該当しない具体例 上皮内新生物(上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がん等)、皮膚のその他の悪性新 生物(皮膚がん)は、所定の悪性新生物には該当しません。

Ⅱ. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

がん 先進医療 給付金	がん先進医療給付金の所定の悪性新生物に該当しない場合 所定の悪性新生物に該当しない具体例 上皮内新生物(上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がん等)は、所定の悪性新生物には該当しません。
	がん先進医療給付金の先進医療に該当しない場合 - 厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合は支払事由には該当しません。 - 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合は支払事由には該当しません。
	その他の場合 医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合は支払事由には該当しません。

(4)「告知義務違反」による解除の場合

「申込書兼告知書兼同意書」にて当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知されたため、この保険契約のその被保険者に対する部分が解除された場合には、保険金・給付金をお支払いできません。(ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかない場合には、お支払いいたします。)

(5) 保険期間終了後にお支払事由に該当された場合

2ページの【契約概要】「(4) 保険期間」の保険契約の保障の終了に記載の脱退事由に該当された後にお支払事由が生じた場合は、被保険者が債務を完済される前であったとしても保険金・給付金をお支払いできません。

※保険期間終了後においても、がん保障特約に定める悪性新生物に罹患したと診断確定された日から1年の間に、その悪性新生物を原因として、がん先進医療給付金の支払事由に該当した場合は、がん保障特約に定める悪性新生物に罹患したと診断確定された日にがん先進医療給付金の支払事由に該当したものとみなして、がん先進医療給付金をお支払いします。

※保険期間の終了についてご不明な点がある場合には、保険契約者である団体にお問い合わせください。

(6) 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

保険契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部もしくはその被保険者についての部分が取消とされた場合、または、保険契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、この保険契約の全部もしくはその被保険者についての部分が無効であるとされた場合には、保険金・給付金をお支払いできません。

(7) 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金・給付金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が保険金・給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ② この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (工) 反社会的勢力により保険契約者もしくは保険金・給付金受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受生命保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

3 保険金・給付金の請求についての留意事項

(1) 保険金・給付金のご請求方法

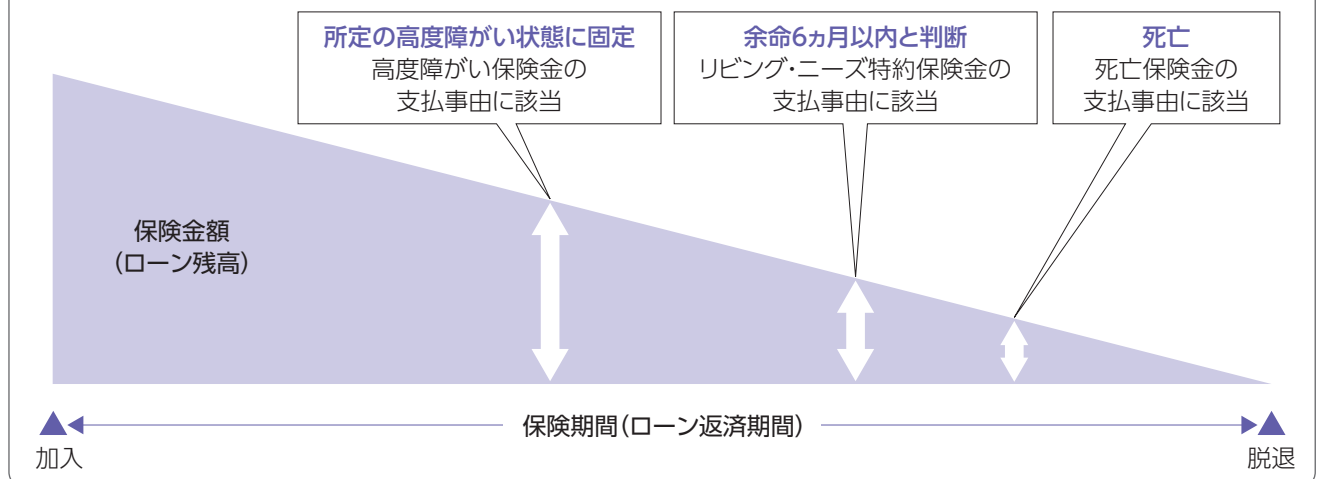
被保険者の方が保険金・給付金の支払事由に該当されたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われるとき、ご不明な点が生じたときについても、すみやかに保険契約者である金融機関等にご連絡ください。



- ご連絡が遅れた場合、または、金融機関等へのローン返済が遅延している場合には、保険金・給付金で一部利息等に充当できないことがあります。
- 金融機関等から保険金・給付金の支払事由の発生の報告を受けた場合、保険会社から金融機関等に対してローン契約内容の確認をさせていただきます。
- 保険会社または保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金・給付金のお支払い判断を迅速かつ確実に行なうという目的以外には用いません。
- 保険金・給付金のご請求の際には、ご請求いただく保険金・給付金の支払事由に該当するより前に、他の保険金・給付金の支払事由に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。
- 保険金額・給付金額は、支払事由に該当されたときのローン残高をもとに定まります。したがって、複数の保険金・給付金の支払事由に該当していた場合は、保険金・給付金の支払事由に該当していた時点によって保険金額・給付金額が異なる場合があります。

●イメージ図

被保険者が、下図のように状態が変化してお亡くなりになった場合、所定の高度障がい状態の固定日時点、余命6ヵ月以内と判断された時点、お亡くなりになった時点で、それぞれローン残高が異なるため、お支払いする金額が異なります。



(2) 時効

保険金・給付金を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

Ⅱ. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

(3) 保険金・給付金請求時の提出書類

提出書類は次のとおりです。ただし、下記以外の書類をご提出いただくこと、または一部の書類を省略させていただくことがあります。また、書類の取得に際しての費用は被保険者(ご遺族)負担となります。

保険金・給付金の種類	保険金・給付金 支払請求書	死亡証明書	当社所定の 医師の診断書	被保険者の 住民票
死亡保険金	○ ^{*1}	○	—	○ ^{*2}
高度障がい保険金	○ ^{*1}	—	○	○
リビング・ニーズ特約保険金	○ ^{*1}	—	○	○
がん診断給付金	○ ^{*1}	—	○	○
上皮内がん・皮膚がん診断給付金	○	—	○	○
がん先進医療給付金	○	—	○	○

*1 金融機関が作成し提出します。 *2 被保険者の死亡事実の記載がある住民票

(4) 給付金の代理請求人制度(受取人が被保険者の場合)

被保険者に上皮内がん・皮膚がん診断給付金、がん先進医療給付金を請求できない事情がある場合で、かつ、当該給付金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として当該給付金を請求できます。

- ① 被保険者と同居または生計を一にする法律上の配偶者
- ② 「①」に規定する方がいない場合または「①」に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を一にする3親等内の親族
- ③ 「①」および「②」に規定する方がいない場合または「①」および「②」に規定する方に給付金を請求できない事情がある場合には、「①」以外の法律上の配偶者または「②」以外の3親等内の親族

被保険者に給付金を請求できない事情がある場合の具体例

- ・事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が給付金を請求する意思表示ができない場合
- ・病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合など

給付金お支払い後の注意事項

- ・代理請求をされた方に給付金をお支払いした場合には、その後被保険者からその給付金についてご請求を受けても、重複してお支払いはいたしません。
- ・給付金をお支払いすることにより、被保険者が病名に気づいてしまう場合があります。



万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していることや加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金・給付金の種類、代理請求人制度など)をお伝えください。

(5) お支払時期

上皮内がん・皮膚がん診断給付金およびがん先進医療給付金については、ご請求に必要な書類が保険会社に到着した日の翌営業日から、その日を含めて5営業日以内に給付金をお支払いします。ただし、保険契約の締結時から保険金等の請求時までには保険会社に提出された書類だけでは判断ができないときは、被保険者等へ確認する旨を通知します。また確認に際し、被保険者等が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社は確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いいたしませんので、あらかじめご了承ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) お申込みの撤回等に関する事項

この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、被保険者となられる方のお申込みの撤回または保険契約の解除(クーリング・オフ)の適用対象とはなりません。

(2) 脱退された場合の払戻金について

この保険には脱退による払戻金はありません。

(3) 特約の無効

上皮内がん・皮膚がん保障特約およびがん先進医療特約は、明治安田トラスト生命保険株式会社の他の団体信用生命保険の上皮内がん・皮膚がん診断給付および先進医療給付を行なう特約(以下「他の特約」といいます。)を通算して同一被保険者について1特約を限度とします。

この特約の加入後に他の特約と重複して加入していることが判明した場合、保険会社の定める1つの特約以外については、無効となります。

(4) 生命保険契約者保護機構

- 明治安田トラスト生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
保険会社の業務または財産の状況の変化により保険金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。
ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

(5) 指定紛争解決機関および生命保険相談所

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Ⅲ. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の取得について

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等を含みます。以下、「個人情報」といいます)は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等(以下、「保険契約者」といいます)が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社に提供いたします。保険契約者から提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の書類に記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これら書類を作成した医療機関等に対して当該書面の記載内容に関して質問し、お客さまの保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得する場合があります。

また、保険金等のご請求時に保険契約者や保険会社が取得した個人情報についても、同様に取り扱います。

(2) 利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。

保険会社は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、お客さまとの取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、次の目的に利用させていただきます。

- ① 保険契約のお引き受け
- ② ご契約の維持管理、保険金等のお支払い
- ③ 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供
- ④ その他保険契約に関連・付随する業務

(3) 機微(センシティブ)情報の利用目的の限定について

保健医療などに関する機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則第53条の10にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。保険会社は、これらの情報を限定されている目的以外では利用しません。

(4) 個人情報の提供について

保険会社は、加入諾否結果等、保険契約の運営に必要な個人情報を保険契約者に提供します。

(5) 再保険における個人情報の取扱いについて

保険会社は、お引き受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を(再々保険を含みます)行なうことがあり、再保険会社(外国にある再保険会社を含みます。)における当該再保険契約の引き受け、維持管理、保険金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な被保険者の個人情報のほか、保険金額等の契約内容に関する情報、被保険者の性別や年齢等の情報を再保険会社に提供することがあります。

(6) 個人情報の継続利用について

今後、借入金額(保険金額)および借入期間(保険期間)等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(7) 保険会社におけるお客さまの個人情報の取扱いの詳細について

保険会社におけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取扱いならびに共同利用についての詳細は、ホームページにて、ご確認いただけます。

ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda-trustlife.co.jp>